

平成20年9月18日  
東北森林管理局

贈賄に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所：  
有限会社畠山造林 秋田県大館市比内町大葛字森合1
2. 指名停止措置期間：  
平成20年9月18日から平成21年5月17日まで（8ヶ月）
3. 指名停止措置の範囲：東北森林管理局管内
4. 事 実 概 要：  
有限会社畠山造林の代表取締役は、平成19年8月頃、米代東部森林管理署上小阿仁支署発注の造林事業の受注の便宜を図って貰おうとして、当時の米代東部森林管理署上小阿仁支署長に対し、数十万を渡した贈賄容疑で平成20年9月17日、秋田県警捜査2課に逮捕された。
5. 指名停止措置理由：  
有限会社畠山造林が贈賄容疑で逮捕されたことは、物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領別表第1号のイ（下記参照）に該当すること、また、社会的影響等を考慮し、本件については指名停止8ヶ月を適用する。

〈物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領 別表〉

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第1、第2関係）

措 置 要 件
(贈賄)
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局に所属する職員に対して行った贈賄容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたとき。
イ 代表役員等
ロ 一般役員等
ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務部 経 理 課 長 松橋 和夫 電話018-836-2070